



第 32 回日本脳神経外科救急学会

開催趣意書

会長：埜中 正博

(関西医科大学 脳神経外科)

主 催

第 32 回日本脳神経外科救急学会

第 32 回日本脳神経外科救急学会

開催趣意書

内 容

ご挨拶	P.4
企画書	P.5-15
収支予算内訳	P.16
寄附募集要項	P.17
医療機器・医薬品展示開催要項	P.18-19
プログラム抄録集広告掲載要項	P.20-21
共催セミナー開催要項	P.22-23
スポンサードシンポジウム開催要項	P.24-25
学会ホームページへのバナー広告募集要項	P.26
寄附申込書	別添
医療機器・医薬品展示申込書	別添
広告掲載申込書	別添
共催セミナー申込書	別添
スポンサードシンポジウム申込書	別添
学会ホームページへのバナー申込書	別添

ご挨拶

謹啓 貴社におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来る2027年2月5日（金）、6日（土）に大阪国際会議場において「第32回日本脳神経外科救急学会」を開催する運びとなりました。本会は、日本全国の主要な脳神経外科救急診療に携わる医師により構成され、脳神経外科学全般にわたる最新の知見の収集と会員への情報提供に積極的に取り組んでおります。

今回、会長を拝命いたしました私は、小児脳神経外科学を専門としておりますが、過去には頭部外傷の研究に携わるとともに、大阪府内の三次救急病院において10年以上にわたり脳神経外科救急医療に従事してまいりました。今学会では、テーマを「脳神経外科救急の最前線：若手とベテランがつなぐ急性期から慢性期への橋渡し」と決めました。

脳神経外科疾患の救急医療は、近年の手術機器・薬剤・デバイスの進歩により大きく発展しております。しかしながら、最善と考えられる治療を行ったにもかかわらず、期待した結果が得られない症例も一定数存在し、多くの施設で対応に難渋しているのが現状です。本学会では、こうした課題を共有し、診療の質の一層の向上と、明日の医療に資する議論を深めていきたいと考えております。

なお、本会は現地開催のみを予定しております。また、準備・運営にあたりましては簡素・質素を旨としておりますが、会の内容をより充実させ、その成果を広く還元するためには、参加費のみでは賄いがたい部分がございます。つきましては、本会の趣旨にご賛同賜り、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社のますますのご発展とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

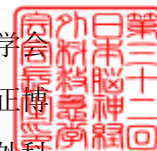
謹白

2026年2月吉日

第32回日本脳神経外科救急学会

会長 桒中 正博

関西医科大学 脳神経外科



第 32 回日本脳神経外科救急学会 企画書

1.学会の名称

第 32 回日本脳神経外科救急学会

2.開催期日

2027 年 2 月 5 日（金）～6 日（土）

3.開催場所

大阪国際会議場(<https://www.gco.co.jp/>)
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 5 丁目 3-51
TEL：06-4803-5555

4.会 長

埜中 正博（関西医科大学 脳神経外科）

5. 会員数

約 550 名、参加予定者 約 300 名（招待者含む）

6.計画の概要

(1) 学会の構成(予定)

- ①招請講演 ②特別・教育講演 ③共催セミナー ④スポンサードシンポジウム
⑤各種シンポジウム ⑥一般演題 ⑦医療機器展示

(2) テーマ

「脳神経外科救急の最前線：若手とベテランがつなぐ急性期から慢性期への橋渡し」

(3) 会議の日程

日 時	午前	正午	午後
2月4日（木）			各種委員会
2月5日（金）	教育講演、一般演題 スポンサードシンポジウム 各種シンポジウム 医療機器展示	共催セミナー 医療機器展示	総会 スポンサードシンポジウム 招請講演 共催セミナー 医療機器展示
2月6日（土）	スポンサードシンポジウム 各種シンポジウム 一般演題 医療機器展示	共催セミナー 医療機器展示	スポンサードシンポジウム 特別講演 共催セミナー 一般演題 医療機器展示

7.大会事務局

第 32 回日本脳神経外科救急学会 事務局
事務局長：〇〇 〇〇
関西医科大学 脳神経外科
〒573-1191 大阪府枚方市新町 2 丁目 3 番 1 号
TEL：072-804-2776
E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

8.運営事務局

第 32 回日本脳神経外科救急学会 運営事務局
株式会社ドゥ・コンベンション
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階
TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117
E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp
担当:東峰 竜太 古井 芳枝

9.寄附金募集要項

- ①募金の名称：第 32 回日本脳神経外科救急学会
- ②募金の目的：第 32 回日本脳神経外科救急学会の運営に対する助成のため
- ③募金目標額：880,000 円
- ④募金期間：2026 年 2 月～2027 年 2 月末日
- ⑤寄附金振込方法：
銀行口座：三井住友銀行 普通（店番号158）
口座番号：普通口座
口座番号：5062883
口座名義：第32回日本脳神経外科救急学会 会長 埜中正博
(タ イサンジ ユニカニホノウシケイ カキユキガ ツカカイヤノナカマサヒロ)
- ⑥税法上の扱い：免税措置は特にありません

10.寄附申込書送付先

第 32 回日本脳神経外科救急学会 運営事務局
株式会社ドゥ・コンベンション
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階
TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117
E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp
担当:東峰 竜太 古井 芳枝

11. 特定非営利活動法人日本脳神経外科救急学会役員

◆理事長

岩瀬 正顕

◆副理事長

吉野 篤緒(常務理事)

◆顧問

黒岩 敏彦、島 克司

◆名誉会員

浅井 昭雄、太田 富雄(故)、神野 哲夫(故)、河本 圭司(故)、栗栖 薫、黒岩 敏彦、
塩川 芳昭、島 克司

◆功労会員

大野喜久郎、大熊 洋揮、奥地 一夫、奥寺 敬、片山 容一、加藤 庸子、河瀬 斌、
久保田紀彦、佐藤 章、佐野 公俊、重森 稔、清木 義勝、種子田 護、田宮 隆、
堤 晴彦、寺本 明、永田 泉、原岡 襄、平山 晃康、堀 智勝、松田 昌之、
松前 光紀、宮地 茂、吉井與志彦、吉峰 俊樹、渡邊 一夫

◆理事

栗田 浩樹(常務理事)、末廣 栄一(常務理事)、周郷 延雄(常務理事)、中尾 直之(常務理事)、
埜中 正博(常務理事)、和田孝次郎(常務理事)、鰐淵 昌彦(常務理事)、
秋山 恭彦、厚見 秀樹、井川 房夫、黒崎 雅道、黒田 敏、黒田 泰弘、竹田理々子、
豊田 泉、百田 武司、堀内 哲吉、堀江 信貴、前田 剛、山本 拓史、横堀 将司、
吉村 紳一

◆幹事

安心院康彦、池田 尚人、伊藤 勝博、井水 秀栄、畝本 恭子、佐久間 潤、高橋 恵、
津村 龍、中村 丈洋、中村 光伸、名取 良弘、守谷 俊、柳川 洋一、山田実貴人、
若杉 雅浩

◆評議員

浅香えみ子、荒木 朋浩、出雲 剛、稲杵 丈司、卯津羅雅彦、江面 正幸、大谷 直樹、
大西 宏之、小野 元、加藤 宏一、河北 賢哉、川口 礼雄、川端 信司、小泉 博靖、
古峰 弘之、重森 裕、渋谷 肇、嶋村 則人、清水 敬樹、下川 宣幸、須磨 健、
瀬尾 善宣、瀧澤 克己、谷川 緑野、堤 佐斗志、戸村 哲、中村 俊介、長島 悟郎、
沼澤 真一、橋本真由美、廣畑 優、藤井 本晴、藤田 浩二、本多ゆみえ、松田 直之、
水谷 敦史、三宅 康史、宮田 昭宏、八ツ繁 寛、山田 哲久、吉村 晋一、若林 伸一、
TUCKER ADAM

(敬称略)

12. 特定非営利活動法人日本脳神経外科救急学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本脳神経外科救急学会という。但し、英文では The Japan Society of Neurosurgical Emergency と表示する。略称を JSNE とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府守口市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、脳神経外科救急に関する基礎的・臨床的研究について、研究者間の交流・連携に努めるとともに、脳神経外科救急領域に関する国内外の調査研究、関連団体との連絡・提携を図る事業を行い、もって医科学の進歩・普及に貢献し、国際的な社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 脳神経外科救急の基礎的・臨床的研究等の医療に関する学術集会、その他のシンポジウム、講演会等の事業
- (2) 脳神経外科救急医療に関する情報収集と情報提供の事業
- (3) 脳神経外科救急医療について活動する国内外の団体との連絡と提携事業
- (4) 国内外の脳神経外科救急医療に関する研究を援助し、推進する事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員は第1号に定めるものとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) 名誉会員・功労会員 脳神経外科救急領域の診療や研究に対して著しく貢献したとして理事会が承認した個人又は団体
- (4) 施設会員 この法人の目的に賛同して入会した施設

(会員の権利)

第7条 会員は、学術集会に参加し、研究発表を行い、機関誌の配布を受ける事ができる。

(入会)

第8条 会員の入会については下記の通りとする。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、定款施行細則（以下「細則」という。）において別に定める会費を、定められた期日までに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令又はこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別、定数及び選任等)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上、30人以内 (2) 監事1人以上 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 監事は、総会において正会員から選任する。 4 理事は、理事会において正会員から選任する。5 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 法人および理事会の事業内容を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 監事は理事会に出席することができ、意見を述べる事ができる。

(4) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(6) 法人および理事会の事業内容の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ必要により理事会を招集すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。尚、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の監事が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更 (2) 解散及び合併 (3) 事業報告及び収支決算 (4) 監事の選出
- (5) その他この定款に定める事業及び法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第5号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール又はファクシミリにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長若しくは理事長の指名する正会員が行う。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、それ以外の事項でも緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電子メール又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所 (2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要及び議決の結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(7) その他重要な報告事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名又は署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (2) 会員の除名 (3) 解散時における残余財産の帰属 (4) 定款施行細則の変更

(5) 総会に付議すべき事項 (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第6号の規定により監事からの招集があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、前条第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール又はファクシミリにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メール又はファクシミリをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所 (2) 理事の現在数 (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(4) 議長の選任に関する事項 (5) 審議事項及び議決事項 (6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項 (8) その他重要な報告事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従うものとする。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第46条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 第45条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(借入金)

第48条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第52条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、理事会で議決したものに帰属させるものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、以下のとおりとする。

理事長 島克司 副理事長 黒岩敏彦 理事 松前光紀 監事 河本圭司

3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年額 5,000円 賛助会員 2年分額 50,000円 名誉会員 0円

附則

この定款は、平成28年6月9日から施行する。

特定非営利活動法人日本脳神経外科救急学会 定款施行細則

第1章 総則

(総則)

第1条 本定款施行細則(以下「本細則」という)は、特定非営利活動法人日本脳神経外科救急学会定款(以下「定款」という)に基づき、定款の施行及び本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章 社員総会(社員総会開催時期)

第2条 社員総会は、事業年度終了の3カ月以内に開催することとする。

第3章 学術集会年次会長

(学術集会年次会長)

第3条 本法人は、社員の中から、学術集会年次会長1名を置くことができる。

2 学術集会年次会長は、本法人の年1回の学術集会を主催する。

(選任)

第4条 学術集会年次会長は、当該年度の学術集会の開催前に、常任理事会の推薦に基づき、理事会の承認を受けて選任する。

(任期)

第5条 学術集会年次会長の任期は、学術集会の終了時から次年度の学術集会終了時までとする。

第4章 学術集会

(学術集会)

第6条 本法人は、年1回学術集会を開催する。

2 学術集会年次会長は、学術集会を主催する。

3 学術集会において演者として発表する者、司会・座長を行う者は、本法人の会員である事が望ましい。

第5章 役員、幹事および評議員

(選任年齢)

第7条 理事、幹事および評議員の選任時の年齢は満65歳未満とする。

第6章 幹事および評議員

(幹事)

第8条 本法人に幹事を置く。

2 幹事は、評議員の中より選任され、幹事会を組織して、本法人の運営を積極的に行う。

3 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 4 幹事長を一名おく。

(評議員)

第9条 本法人に評議員を置く。

2 評議員は、別に定める選任内規に従い正会員の中より選任される。

3 評議員会を組織し、定款に従ってこの法人の運営に関する事項を審議し、答申することができる。

4 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。任期中に65歳に達した評議員は、その学術年度が終了した時点で退任するものとする。

5 年次会長が評議員会を招集し、議長を務める。

第7章 常務理事および常務理事会

(常務理事)

第10条 本法人に、常務理事を置く。

2 常務理事会は、理事長の指名により理事の中から選ばれた8名と年次会長、次年年次会長並びに前年年次会長によって構成する。

3 常務理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、前項の規定により、理事長より指名された常務理事についても同様とし、任期中に常務理事に指名された場合であっても、他の常務理事の任期の残任期間と同一とする。

(常務理事会の開催)

第11条 本法人に、常務理事会を置く。

2 常務理事会は、前条の常務理事をもって構成する。 3 常務理事会は次の各項にしたがって開催される。

(1) 第16条の規定に基づき選任された理事長が、必要に応じて常務理事会を招集する。

(2) 常務理事会は、現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い決議することができない。なお、書面による意思の表示は、出席とは認めない。

(3) 常務理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(4) 常務理事会の議事録は委員長が作成し、議事録作成者たる委員長が署名又は記名押印し、本法人事務局に保管するものとする。

(常務理事会の権限)

第12条 常務理事会は、次の各号に定める議事につき審議し、決議する。

(1) 理事、常務理事及び理事長並びに監事の推薦 (2) 年次会長の推薦 (3) 本会役員の選任 (4) 各委員会の委員長の選任

2 常務理事会は、理事会、社員総会に諮るべき会務の運営に関するその他全ての議事につき審議し、決議する。

3 常務理事会は、必要に応じて各委員会に対し、業務の報告を求めることができる。

4 常務理事会は、委員会からの報告事項及びその他理事会又は社員総会にて審議すべき事項を選別し、理事会又は社員総会に上程するものとする。

(常務理事会の開催等)

第13条 常務理事会の開催、定足数、決議要件等の事項については、第18条及び第19条の規定を準用する。ただし、委員長は「理事長」と読み替えるものとする。

第8章 顧問

第14条 本法人に若干名の顧問を置く。

2 顧問は、本法人の発展に特に顕著な功績のあった理事長の中から、理事長の推薦と理事会の承認を得た者とする。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて常務理事会に出席して本法人の発展に寄与する助言を与えることができる。ただし、議決権を有しない。

4 顧問の任期は、理事長の任期と同一とし再任を妨げない。ただし、再任にあたっては理事会の承認を得なければならない。

第9章 名誉会員および功労会員

(名誉会員)

第15条 名誉会員として推薦される者は、原則として理事長を務めた者で、本法人の発展に著しく寄与した者とする。

(功労会員)

第16条 功労会員として推薦される者は、原則として会長を務めた者で、本法人の発展に著しく寄与した者とする。

(推戴)

第17条 名誉会員及び功労会員は、理事長の発議により、理事会の議を経て決定し、総会に報告する。

第10章 委員会

(委員会)

第18条 本法人には、理事会において別に定める「委員会設置規程」に基づき、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

2 各委員会の具体的任務及びその構成員等については、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、「委員会設置規程」によるものとする。

第11章 施行細則の変更

(変更)

第19条 本施行細則の改正には、理事会に出席した理事の2分の1以上の議決を得なければならない。

第12章 会員報告会の開催

第20条 本会の活動内容を広く会員へ知らせるため、年次会長は学術総会期間中に必要な場合は会員報告会を開催するなお報告内容は、理事会で決定する。

第13章 附則

第21条 本法人の設立時社員及び前条の社員の任期は、本法人成立後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第22条 本法人の会費は、平成27年1月総会において次に掲げる額とする。

正会員（医師）	年額	10,000円	正会員（医師以外）	年額	5,000円
賛助会員	年額	30,000円	名誉会員・功労会員		0円

※ 平成26年1月10日 一部改正 ※ 平成27年1月31日 一部改正 ※ 平成28年6月9日 一部改正

13.日本製薬工業協会の透明性ガイドラインについて

本学会は、日本製薬工業協会が示す「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、「貴社と医療機関及び医療関係者との関係の透指性に関する指針」に従い、学会等の会合開催にかかる費用を「学会名」「共催セミナー名」の通りに、貴社のウェブサイト上に公開することに同意します。

第 32 回日本脳神経外科救急学会 収支予算内訳

収入の部

項目	金額	備考
1. 学会参加登録費 (有料)	¥3,000,000	医 師：¥15,000×200名
	¥150,000	医師以外：¥5,000×30名
2. 学会事務局の補助金	¥1,000,000	
3. 広告掲載料	¥1,210,000	表2：¥165,000、表3：¥110,000、表4：¥220,000、 1頁：¥88,000×5口、半頁：¥55,000×5口
4. 機器展示出展料	¥1,100,000	¥220,000×5小間
5. 共催セミナー共催金	¥12,540,000	ランチョン：¥1,650,000×2枠、¥1,100,000×4枠 アフタヌーン：¥1,100,000×2枠、¥880,000×2枠 イブニング：¥880,000×1社
6. スポンサーシンポジウム共催金	¥2,200,000	¥550,000×4枠
7. 学会ホームページバナー広告掲載費	¥165,000	¥55,000×3口
8. 寄付金	¥880,000	
合 計	¥22,245,000	

支出の部

項目	金額	備考
【事前準備費】	¥2,600,000	人件費：@100,000×12ヶ月
1. 事務局経費		連絡通信費：@300,000
		ホームページ作成管理費：@600,000
		消耗品・雑費：@500,000
2. 印刷関係費	¥1,775,000	プログラム抄集： @1,600×800部
		ポスター： @300×200枚
		角2封筒： @40×2,500部
		長3封筒： @100×500部
		レターヘッド： @150×500枚
		ネームカード： @200×500枚
		ネームホルダー： @200×500部
3. 発送費	¥500,000	開催ご案内： @20×500枚
		事前作成物発送費他
小計①	¥4,875,000	
【招聘費用】		
4. 招待者旅費、宿泊費	¥1,000,000	旅費・謝金関係
	¥2,400,000	@30,000×40名×2泊、依頼演者、座長等
小計②	¥3,400,000	
【当日学会運営費】		
5. 会場借料	¥5,500,000	口演3会場、展示、本部、控室、委員会部屋等
6. 懇親会費	¥910,000	@7,000×130名
7. 会場設営・運営費	¥7,260,000	
①映像機材・PC等関係費	¥4,500,000	各種映像機材、PC受付関係機材×3日×2日等
②看板作製費	¥400,000	会場表示板・誘導板等
③展示小間費	¥500,000	展示基礎小間作成等
④当日スタッフ人件費	¥800,000	会場ディレクター、ホッパラー、受付、進行、照明他
⑤会場設営、搬出入費	¥400,000	会場設営×3会場、運搬費×2回
⑥営業管理費	¥660,000	
小計③	¥13,670,000	
【事後処理費】	¥300,000	会計関係：@200,000
8. 事後処理関係費		礼状作成・発送費：@100,000
小計④	¥300,000	
合 計 (小計①+②+③+④)	¥22,245,000	

第 32 回日本脳神経外科救急学会 寄附募集要項

- 1.募金の名称：第 32 回日本脳神経外科救急学会
- 2.募集期間：2026 年 2 月～2027 年 2 月末日
- 3.寄付の目標金額：880,000 円
- 4.寄付の目的：第 32 回日本脳神経外科救急学会の運営に対する助成のため。
- 5.お申込先：本趣旨にご賛同いただけます場合は別紙の寄付申込書にご記入の上下記までご送付願います。

第 32 回日本脳神経外科救急学会 運営事務局
株式会社ドゥ・コンベンション
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階
TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117
E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp
担当：東峰 竜太 古井 芳枝

6.お問合せ先：

第 32 回日本脳神経外科救急学会 事務局
事務局長：〇〇 〇〇
関西医科大学 脳神経外科
〒573-1191 大阪府枚方市新町 2 丁目 3 番 1 号
TEL：072-804-2776
E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

7.寄附金のお支払い：

銀行口座：三井住友銀行 普通（店番号158）
口座番号：普通口座
口座番号：5062883
口座名義：第32回日本脳神経外科救急学会 会長 埜中正博
(タ イサンジ ユウニカイニホノウシソケイゲ カキユウキガ ツカイヤイヨウノカマサヒロ)

※税法上の扱い：免税措置は特にありません

第 32 回日本脳神経外科救急学会
医療機器・医薬品・書籍展示開催要項

1.会 期：2027 年 2 月 5 日（金）～6 日（土）

2.展示会場：大阪国際会議場(<https://www.gco.co.jp/>)

〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 5 丁目 3-51

TEL：06-4803-5555

3.出展対象：医療機器 ・ 検査機器 ・ 医薬品 ・ 医療情報機器、システム、医療書籍等

4.募集小間数：5 小間（予定）

5.搬 入：2027 年 2 月 4 日(木)14：00～16：00 （予定）

6.展 示：学会 1 日目：2027 年 2 月 5 日(金)09：00～18：00 （予定）

学会 2 日目：2027 年 2 月 6 日(土)09：00～15：00 （予定）

7.搬 出：2027 年 2 月 6 日(土)15：00～16：00 （予定）

8.出展料金：

形態	単位	1 小間サイズ	小間単価（税込）
基礎小間・スペース	1 小間から	W1.8m×D0.9m×H2.1m	¥220,000

※スペース小間でお申し込みの場合はご相談下さい。

● 出展料金に含まれるもの：バックパネル

● 出展料金に含まれないもの：（必要に応じて別途ご負担して頂く物）

スポットライト、コンセント、使用電気、白布、展示台、電気工事費等

※ 展示台は、会場備品の机で代用出来る場合は無料で貸出し致します。

※ その他、上記に記載ないものにつきましては、別途お問合せ下さい。

：書籍展示の場合

形態	単位	1 小間サイズ	単価（税込）
机渡し	1 本から	W1.8m×D0.9m×H0.7m	¥11,000

9.出展料のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。

銀行口座：三井住友銀行 普通（店番号158）

口座番号：普通口座

口座番号：5062883

口座名義：第32回日本脳神経外科救急学会 会長 埜中正博

(ダ イサンジ ユウカイニホノウシケイゲ カキコキキガ ツカイイヨウナカサヒロ)

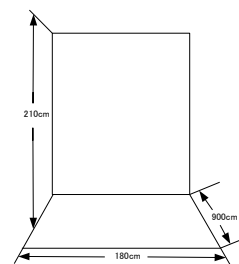
10.基礎小間：基礎小間は右下図の仕様(バックパネル(システムパネル))です。

尚、特装をされる場合は各社でお願い致します。

※水、プロパンガス、圧縮空気の使用は禁止します。

※装飾物、展示物の高さは、2.1m まで。

床面への直接工作 (ガムテープ、アッカー等)も禁止します。



11.出展者へのご案内：出展者説明会を行いません。開催の2週間前までに小間割、搬入出、装飾、管理、各種手配物などについて詳細をご連絡します。

12.会場の管理：会場及び出展物の保全については、最善の保護と管理にあたりますが、天災その他の不可抗力による事故、盗難、紛失、及び小間内における人的災害の発生については責任を負いません。

13.会場・会期・開場時間の変更：

やむを得ない事情により会場、会期及び開場時間を変更する場合があります。

この変更を理由として出展申込みを取り消すことは出来ません。

また、これによって生じた損害は補償しません。

14.本会議への参加資格について：

出展者に対しては第32回日本脳神経外科救急学会の講演会場及び関連プログラムへの参加資格はありません。展示会場内への出展者の入場制限はありません。

15.お問合せ・お申込先：

第32回日本脳神経外科救急学会 運営事務局

株式会社ドゥ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp 担当:東峰 竜太 古井 芳枝

※2026年 11月6日(金)までに別紙申込書をFAX下さいますようお願い申し上げます。

第 32 回日本脳神経外科救急学会 プログラム抄録集広告掲載要項

1. 広告媒体名 : 第 32 回日本脳神経外科救急学会プログラム抄録集

2. 配布対象 : 学会会員および参加者

3. 発行部数 (版型) : 800 部 (A4 サイズ)

4. 媒体作成費 : 1,280,000 円

5. 広告料総額 : 1,210,000 円

6. 広告掲載料・募集数 : ※カラー希望の場合は、ご相談下さい。

掲載場所	金額 (モノクロ) (税込)	募集数
表 4 (裏表紙)	220,000 円	募集数 1 口
表 2 (表紙 裏)	165,000 円	募集数 1 口
表 3 (裏表紙 裏)	110,000 円	募集数 1 口
後付 1 頁	88,000 円	募集数 5 口
後付 1/2 頁	55,000 円	募集数 5 口

7. 広告原稿 : 紙焼原稿またはフィルム、電子データでお願いいたします。

【データ入稿の場合の諸注意】

A) 使用 OS を明記して下さい。(Mac もしくは Win (バージョン含む))

B) 作成アプリケーションを明記して下さい。下記アプリケーションで作成されたデータが対応可能です。

※Adobe Illustrator 8.0、9.0、10.0/Adobe Photoshop 5.5、6.0、7.0 (TIFF、EPS)

C) 必ず出力見本を同封して下さい。

D) Adobe Illustrator の場合はアウトライン処理をして下さい。

E) 編集を要しないデータで入稿して下さい。編集を要する原稿でお預かりする場合は、指示内容により、実費相当額をご請求する場合がありますので予めご了承下さい。

8. 広告料のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。

銀行口座：三井住友銀行 普通（店番号158）

口座番号：普通口座

口座番号：5062883

口座名義：第32回日本脳神経外科救急学会 会長 埜中正博

(タ イソジ ムニカイニホノウシケイガ カキユキガ ツカイチヨウナカマサヒロ)

9. お問合せ先：

第32回日本脳神経外科救急学会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23 アクセスお茶の水ビル5階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

10. お申込み・広告送付先：

第32回日本脳神経外科救急学会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23 アクセスお茶の水ビル5階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

※広告原稿はお申し込み後ご準備出来次第送付願います。

11. 送付日：2026年11月13日（金）まで。

12. 発行日：2027年1月上旬予定。

※2026年 11月6日(金)までに別紙申込書をFAX下さいますようお願い申し上げます。

第 32 回日本脳神経外科救急学会 共催セミナー開催要項

- 1.会議の名称：第 32 回日本脳神経外科救急学会
- 2.会 長：桢中 正博（関西医科大学 脳神経外科）
- 3.会 場：大阪国際会議場(<https://www.gco.co.jp/>)
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 5 丁目 3-51 TEL：06-4803-5555
- 4.時 間：ランチョンセミナー 12：00～13：00（予定・10～20 分程度前後する場合有）
アフタヌーンセミナー 14：30～15：30（予定・10～20 分程度前後する場合有）
イブニングセミナー 17：00～18：00（予定・10～20 分程度前後する場合有）
- 5.日程・募集枠・会場規模（予定）、共催金

日程	共催セミナー	予定会場（会場名）	階数	収容人数 （予定）	共催金（税込）
2/5 (金)	ランチョンセミナー 1	A 会場（特別会議場）	12 階	約 250 名	1,650,000 円
	ランチョンセミナー 2	B 会場（1202）	12 階	約 170 名	1,100,000 円
	ランチョンセミナー 3	C 会場（1101+1102）	11 階	約 120 名	1,100,000 円
	アフタヌーンセミナー 1	A 会場（特別会議場）	12 階	約 250 名	1,100,000 円
	アフタヌーンセミナー 2	B 会場（1202）	12 階	約 170 名	880,000 円
	イブニングセミナー	A 会場（特別会議場）	12 階	約 250 名	880,000 円
2/6 (土)	ランチョンセミナー 4	A 会場（特別会議場）	12 階	約 250 名	1,650,000 円
	ランチョンセミナー 5	B 会場（1202）	12 階	約 170 名	1,100,000 円
	ランチョンセミナー 6	C 会場（1101+1102）	11 階	約 120 名	1,100,000 円
	アフタヌーンセミナー 3	A 会場（特別会議場）	12 階	約 250 名	1,100,000 円
	アフタヌーンセミナー 4	B 会場（1202）	12 階	約 170 名	880,000 円

- 6.セミナーテーマ、演者、座長の選定について：
貴社ご希望とご相談の上、学会テーマに沿うよう、又企業間で重複がないよう学会事務局で調整させていただく場合があります。
- 7.共催について：第 32 回日本脳神経外科救急学会と協賛企業との共催とさせていただきます。
- 8.会場・会期・開場時間の変更：
事情により開催中止、会場、会期及び開場時間を変更する場合があります。この変更を理由とし出展申込みを取消す事は出来ません。これによって生じた損害は補償しません。
- 9.脳神経外科診療領域講習単位について
共催セミナーは脳神経外科診療領域講習単位取得対象セッションとして申請予定です。
演者の氏名、所属、演題名及び日本脳神経外科学会員の場合は会員番号を 2026 年 11 月 9 日(月)までにご連絡ください。

10.共催金（含まれるもの）について：

- ①会場費（口演会場）
- ②学会で使用する映像、音響、照明機材
（PC プロジェクター、PC オペレーター、スクリーン、マイク等）

11.共催負担金に含まれていないもの（別途ご負担いただく内容）：

- ①ランチョンセミナー中の参加者用お弁当費、飲物費※
（※アフタヌーンセミナー、イブニングセミナーにて軽食等提供する場合は、掛かる費用を共催企業様にて別途ご負担頂きます。）
- ②控室室料
- ③座長・演者への交通、宿泊の手配及び費用、謝礼（各社に一任致します）
- ④看板、チラシ作製費
- ⑤録画・録音などの追加機材費
- ⑥運営スタッフ人件費（照明・進行アナウンス・弁当配布などの補助スタッフ）
- ⑦講師控室での機材費、料飲費等

12.共催金のお支払い：下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れてお申し込み下さい。

銀行口座：三井住友銀行 普通（店番号158）

口座番号：普通口座

口座番号：5062883

口座名義：第32回日本脳神経外科救急学会 会長 埜中正博

（ダ イソジ ユニカイニホンノウシンケイゲ カキユキガ ヲカイイテヨウナカマヒロ）

13.案内状チラシについて：

学会当日、参加受付付近にデスクを設置しますので配布を希望される場合は学会当日の朝までにご準備ください。

14.お問合せ先：

第 32 回日本脳神経外科救急学会 事務局

事務局長：〇〇 〇〇

関西医科大学 脳神経外科

〒573-1191 大阪府枚方市新町 2 丁目 3 番 1 号 TEL：072-804-2776

E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

15 お申込み先：

第 32 回日本脳神経外科救急学会 営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117 E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

※2026 年 10 月 1 日(木)までに別紙申込書を FAX 下さいますようお願い申し上げます。

第 32 回日本脳神経外科救急学会 スポンサードシンポジウム開催要項

1.会議の名称：第 32 回日本脳神経外科救急学会

2.会 長：埜中 正博（関西医科大学 脳神経外科）

3.日 時： 2027 年 2 月 5 日（金）午前の時間帯 1 枠・午後の時間帯 2 枠
2027 年 2 月 6 日（土）午前の時間帯 1 枠・午後の時間帯 2 枠
※開催時間未定、セッション時間は 60 分前後の予定です。

4.会 場：大阪国際会議場(<https://www.gco.co.jp/>)
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 5 丁目 3-51 TEL：06-4803-5555

5.日程・会場（予定）、共催金

日程	セッション	予定会場（会場名）	階数	収容人数 （予定）	共催金（税込）
2/5 （金）午前	スポンサード シンポジウム 1	A 会場（特別会議場）	12 階	約 250 名	550,000 円
2/5 （金）午後	スポンサード シンポジウム 2	B 会場（1202）	12 階	約 170 名	550,000 円
2/6 （土）午前	スポンサード シンポジウム 3	A 会場（特別会議場）	12 階	約 250 名	550,000 円
2/6 （土）午後	スポンサード シンポジウム 4	B 会場（1202）	12 階	約 170 名	550,000 円

6.テーマ、演者、座長の選定について：

貴社ご希望とご相談の上、学会テーマに沿うよう、又企業間で重複がないよう学会事務局で調整させていただく場合があります。

7.共催について：第 32 回日本脳神経外科救急学会と協賛企業との共催とさせていただきます。

8.会場・会期・開場時間の変更：

やむを得ない事情により開催中止、会場、会期及び開場時間を変更する場合があります。
この変更を理由として出展申込みを取り消すことは出来ません。
また、これによって生じた損害は補償しません。

9.共催金（含まれるもの）について：

- ①会場費（口演会場）
- ②学会で使用する映像、音響、照明機材
（PC プロジェクター、PC オペレーター、スクリーン、マイク等）

10.共催負担金に含まれていないもの（別途ご負担いただく内容）：

- ①座長・演者への交通、宿泊の手配及び費用、謝礼（各社に一任致します）
- ②看板、チラシ作製費（ご希望の場合）
- ③録画・録音などの追加機材費（ご希望の場合）
- ④運営スタッフ人件費（照明・進行・アナウンス等）（必要な場合）

11.共催金のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れてお申し込み下さい。

銀行口座：三井住友銀行 普通（店番号158）

口座番号：普通口座

口座番号：5062883

口座名義：第32回日本脳神経外科救急学会 会長 埜中正博

(ダ イサンジ ユウニカイニホンノウシンケイゲ カキユウキウガ ツカイカイヨウノカマサヒロ)

12.案内状チラシについて：

学会当日、参加受付付近にデスクを設置しますので配布を希望される場合は学会当日の朝までにご準備ください。

13.お問合せ先：

第 32 回日本脳神経外科救急学会 事務局

事務局長：〇〇 〇〇

関西医科大学 脳神経外科

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目3番1号 TEL：072-804-2776

E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

14.お申込み先：

第 32 回日本脳神経外科救急学会 営事務局

株式会社ドゥ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23 アクセスお茶の水ビル5階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

※2026年10月1日(木)までに別紙申込書をFAX下さいますようお願い申し上げます。

第 32 回日本脳神経外科救急学会
学会ホームページへのバナー広告募集要項

1. 広告掲載媒体：第 32 回日本脳神経外科救急学会ホームページ
2. 掲載期間：お申込頂いた後バナーデータ送付から 2027 年 3 月末まで（予定）
3. 掲載場所：第 32 回日本脳神経外科救急学会ホームページ内。
※会長に一任下さいますようお願い申し上げます。
4. 募集数：3 社
5. 広告仕様：バナー広告データは貴社でご準備下さい。以下の仕様を満たすようにご留意下さい。
 - ・データ形式 GIF 形式もしくは JPEG 形式
 - ・サイズ 200 pixel x 70 pixel （多少変わる場合もございます）
 - ・画像解像度 72 pixel / inch
6. 掲載料：55,000 円（税込・1 バナーあたり）
7. 画像送付方法：画像データは E メールにてお送り下さい。
8. お申込み・画像送付先：
第 32 回日本脳神経外科救急学会 営事務局
株式会社ドゥ・コンベンション
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階
TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117
E-mail：jsne2027-office@umin.ac.jp
担当：東峰 竜太 古井 芳枝
9. 掲載料のお支払い：
銀行口座：三井住友銀行 普通（店番号158）
口座番号：普通口座
口座番号：5062883
口座名義：第32回日本脳神経外科救急学会 会長 埜中正博
(タ イサンジ ユウニカニホノウシケイゲ カキユキウガ ツカイイヨクノカマサヒロ)

※2026年12月1日(火)までに別紙申込書をFAX下さいますようお願い申し上げます。